



ストップ! 稲わら焼き!



県内では、平成22年に「青森県稲わらの有効利用の促進および焼却防止に関する条例」が施行されたことで、稲わらの焼却面積は大幅な減少傾向にあるものの、津軽地域では、わら焼きによる煙の苦情がまだまだ寄せられており、目や喉の痛みなどの健康被害、前方や信号機等が視界不良で見えないなどの交通障害、洗濯物が干せない、換気ができないなどの生活環境被害など、さまざまな影響をもたらしています。

稲わらを有効利用しましょう! 「稲わら活用Win-Winモデル事業」

市では、昨年度から稲わらの焼却処理による煙の被害が大きい地区(唐笠柳、米田)をモデル地区として、稲わらの収集・販売を行い、稲わらの有効活用と焼却防止のための啓発活動を行っています。



稲わら収集の様子

今年度はモデル地区を拡大! すき込みの調査も実施!

今年度は、新たに水野尾地区の一部をモデル地区として拡大させました。また、化学肥料の価格が高騰し農業経営への負担が増大していることから、すき込みによる土壌成分の変化を調査し、化学肥料の使用量削減に向けた取り組みも行っていきます。

稲わらは、水田へすき込みしたり、花や野菜を栽培する際の敷きわらとして活用することで、資源として有効に活用することができます。生産者の皆さんは、稲わら・もみ殻の有効活用に努め、わら焼きを行わないようお願いいたします。

収集した「稲わらミニロール」を販売します

市では、今年度も収集した稲わらミニロールを販売しています。購入を希望される方はご連絡ください。



1個 400円

問い合わせ先…農林政策課 内線2514

青森県も、稲わらの有効利用および焼却防止に取り組んでいます!

県では、稲わらについて家畜の飼料・敷きわらとしての活用や水田へのすき込みを呼びかけています。

また、稲作農家から畜産農家に稲わらを供給することを目的として、売買希望数量等の情報を掲載したマッチングリストを県ホームページに公開しています。

引き続き、リストに掲載する稲わら売買希望農家を募集していますので、県ホームページから様式をダウンロードして、ご応募ください。

なお、同ホームページには稲わら収集作業等の動画も掲載していますので、ぜひご覧いただき、稲わらの収集事業に取り組みたい方はご相談ください。

問い合わせ先

青森県農林水産部 食の安全・安心推進課
Tel.017-734-9353



法律相談は弁護士会へ

青森県弁護士会所属の地元の弁護士事務所での相談が迅速に受けられます。

受付時間/平日午前9時から午後5時

相談料/30分 5,000円(税別)

※但し法テラスの扶助が利用できる場合無料

相談方法

- ① 悩みがある…
- ② 0172-33-7834へ電話
- ③ 午前中に電話→当日15時~17時相談可能
- ④ ③以外の場合→弁護士を紹介!

今すぐあなたの助けになりたい

当日相談も
できます

お申込・お問合せは: 青森県弁護士会 弘前支部まで (TEL.0172-33-7834)